

綾瀬市立北の台中学校「いじめ防止基本方針」

1 (いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体で組織的に対応し、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・教職員と生徒と保護者が信頼に満ち溢れた人間関係を築いていく。
- ・特別の教科道徳、学級の時間等を利用し、いじめ防止の重要性に関する理解を深める。
- ・居心地の良い学校づくりに努め、日々の授業や活動を大切にしていく。
- ・生徒とのふれあいを大切にし、本当の気持ちや悩みなどを教職員に打ち明けることができる人間関係づくりに学校全体として取り組む。
- ・保護者との連携を密にし、協力体制をつくり生徒の指導に努める。
- ・外国につながりのある生徒が、言語や文化の差からいじめが行われることがないように十分配慮を行う。
- ・生徒がいじめについて考え、各クラスでいじめ防止について決意表明する機会を与える。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査「スクールアンケート」を毎月1回実施する。
- ・「スクールアンケート」によりいじめの訴えがあった場合は、直ちに教育相談を実施し、早期解決に向けての支援や指導を行う。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行い、いじめに係わる情報を適切に記録しておく。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) SNS上のいじめへの対応

- ・SNSを使って人とやり取りするときに必要なモラルや、不正、不当な情報を発信、拡散したときの影響、被害、違法性について、学活等の時間を使って、学期に1回程度、継続的にSNSトラブル防止教育を行っていく。
- ・スクールアンケートにインターネット上のいじめに関する質問項目を設け、インターネットや携帯電話を利用したいじめの早期発見に向けて取り組む。

(5) 「いじめ防止等対策委員会」の設置

いじめの防止のため、以下の機能を担う「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

<構成員>

- ・校長、教頭、総括教諭、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等。

<活動>

- ・「スクールアンケート」並びに教育相談に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ・いじめ事案への対応に関すること。

<開催>

- ・週に1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。